

主 文

被告人を懲役 8 月に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

第 1 (令和 6 年 1 1 月 5 日付け起訴状記載の公訴事実に対応するもの)

被告人は、A と共謀の上、令和 4 年 2 月 1 0 日頃、兵庫県内又はその周辺において、B (三重県鈴鹿市 (住所省略) 所在の社会福祉法人 C の理事長として、同法人を代表してその職務を執行し、理事会を招集するとともに、同法人の理事及び監事を選任するに当たっては、理事会の決議を経た上、評議員会を招集し、同法人の評議員を選任するに当たっては、理事会の決議を経た上、評議員選任・解任委員会において、評議員選任候補者の推薦の提案を行うなどの職務に従事していたもの) に対し、被告人らが用意した役員の交代に関する契約書等に署名捺印等させるなどして、B らの利益を図るため、適正な理事、監事及び評議員選任のための所定の手続を履践しないことを前提として、同法人の理事、監事及び評議員をいずれも A の指定した人物に変更できるよう権限を行使してもらいたい旨の不正の請託をしてその承諾を受け、その対価として、A が、情を知らない D をして、同月 1 5 日、東京都千代田区 (住所省略) 株式会社 E 銀行 F 支店において、株式会社 G 銀行 H 支店に開設された B が管理する株式会社 I 名義の普通預金口座に 2 0 0 0 万円を、同日、前記株式会社 E 銀行 F 支店において、J 銀行株式会社 K に開設された L が管理する株式会社 M 名義の普通預金口座に 1 5 0 0 万円をそれぞれ振込入金させ、もって B の職務に関し、不正の請託をして、財産上の利益を供与したものである。

第 2 (令和 6 年 1 0 月 1 6 日付け起訴状記載の公訴事実に対応するもの)

被告人は、令和 3 年 1 0 月 4 日から同年 1 2 月 2 5 日までの間、及び令和 4 年 2 月 2 4 日以降、社会福祉法人 C の理事長として、同法人の業務全般を統括

していたもの、Aは、前記各期間、同法人の実質的経営者として活動していたものであるが、被告人は、Aと共謀の上、株式会社N銀行O支店に開設された同法人名義の普通預金口座の預金を同法人のために業務上預かり保管中、令和4年7月15日、東京都中央区（住所省略）株式会社N銀行Pにおいて、被告人らの用途のため、同口座から500万円を払い戻し、もって横領したものである。

（量刑の理由）

社会福祉法違反の事件は、法人の理事等をAの息がかかった者に交代させて、Aが実権を握ろうとして3500万円を支払ったというものであり、社会福祉法人の役員等の職務の公正に対する社会の信頼を侵害した程度は大きい。業務上横領における被害額は500万円と多額である。ここで、被告人に個別の事情をみると、社会福祉法違反の事件では理事長に就任し、業務上横領の事件では金を引き出しており、本件各犯行において重要な役割を果たした。以上により、被告人の刑事責任を軽くみることはできない。

しかしながら、本件各犯行を主導したのはAであり、被告人は従属的な立場であったこと、業務上横領についてはA側で被害弁償金を支払ったとうかがわれること、被告人が当公判廷において二度と本件各犯行のようなことはしないと誓ったこと、被告人の母が当公判廷において今後指導監督する旨述べたこと、被告人には今後の仕事場が確保されていること、本件各犯行は、確定裁判があった業務上横領、社会福祉法違反の罪と併合罪の関係にあること（いわゆる確定前の余罪）といった事情もある。そこで、今回は主文のとおりの刑に処するのが相当である。

（求刑 懲役8月）

令和7年2月28日

津地方裁判所刑事部

裁判官 西 前 征 志